

## 【海上安全】西日本を中心とした豪雨による平成30年7月定期海技士国家試験の特例措置について

**Info** 2018.07.09

台風7号及び前線等に伴う大雨による災害により、平成30年7月定期海技士国家試験を受験できない事例が発生しております。このため、当該災害により受験できなかった方を対象に、四国運輸局では以下の通り対応します。

### 1. 適用対象者

平成30年7月豪雨による災害（以下「災害」という。）により、長期的な影響が生じると思われる①災害救助法が適用される市町村（内閣府報道発表をご参照下さい。）に住所を有する方及び②その他やむを得ない事情がある方から、海技試験の特例措置に係る申請があった場合には、次のとおり確認する。

#### ①当該住所を有する方

住民票の写しその他の住所を確認できる書類等（運転免許証等）の提示により、適用対象者であるか確認

#### ②その他の方

①の確認書類に加え、やむを得ない事情により受験することが困難な状況を記載した書類により、適用対象者であるか確認

### 2. 措置内容

#### ①海技試験を受験できなかった方に対する措置

平成30年7月定期海技士国家試験を受験申請した方から、災害の影響により一科目でも受験することができなかった旨の申し出を受けたときは、申請書類一式（海技試験申請書を除く。）を返還する。この場合、返還された受験申請書類は平成30年10月及び平成31年2月定期海技試験に限り有効なものとして使用できるものとする。

#### ②海技試験を他の試験会場で受験希望する方に対する措置

平成30年7月定期海技試験の筆記試験を受験申請した方のうち、災害の影響により、避難又は一時帰宅等を余儀なくされたため、受験を予定していた試験会場に来所することが困難な受験者に対し、他の試験会場で受験を希望する旨の申し出を行ったときは、当該受験者に限り認めるものとする。その場合、受験票の控え又は本人確認できる書類（写真付きの証明書等）を持参する。

（内閣府報道発表 [http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/180707\\_typhoon\\_kyuujo\\_04.pdf](http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/180707_typhoon_kyuujo_04.pdf)）

本件について、ご不明な点がございましたら、下記担当課までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課  
電話 087-802-6831

四国運輸局（運輸局へのアクセス・地図）

住所：〒760-0019

香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館(3F・4F)

TEL:087-802-6715 FAX:087-811-9099

国土交通省(法人番号2000012100001)

Copyright (C) Shikoku District Transport Bureau.